

令和 7 年 1 月 定例会議案

久喜市教育委員会

議案目録

議案第 5 2 号	久喜市立小・中学校庶務事務システム運用規程について	1
議案第 5 3 号	久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について	3
議案第 5 4 号	令和 8 年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について	6
議案第 5 5 号	久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について	7

議案第 5 2 号

久喜市立小・中学校庶務事務システム運用規程について

久喜市立小・中学校庶務事務システム運用規程を、別紙のとおり制定することについて議決を求める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立小・中学校庶務事務システム運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、学校職員（久喜市立小・中学校職員服務規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第6号。次条において「服務規程」という。）第2条に規定する学校職員をいう。）の勤務管理、休暇等の請求等及び承認その他の服務に関する手続を、庶務事務システム（電子計算機を使用して次条第1項に規定する申請等を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(庶務事務システムによる手続)

第2条 服務規程に定める申請、届出、承認その他の手続のうち教育長が別に定めるもの（次項において「申請等」という。）は、服務規程にかかわらず、庶務事務システムを使用して行うことができる。

2 前項の規定により庶務事務システムを使用して行われた申請等については、当該申請等を書面により行うものとして規定した服務規程の相当規定により行われた申請等とみなして、服務規程の規定を適用するものとする。

(その他)

第3条 この訓令に定めるもののほか、庶務事務システムの運用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
の一部を改正する規則について

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を、
別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（令和7年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中久喜市教育委員会事務局組織規則の改正規定を次のように改める。

(久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

教育総務課	総務係 学事保健係
学校施設課	施設係 小・中学校再編係

」

を

「

教育総務課	総務係 学事保健係 小・中学校再編係
学校施設課	施設係

」

に改める。

第4条の表教育総務課の部中（35）の項を（36）の項とし、（34）の項の次に次の1項を加える。

(35) 小学校、中学校及び義務教育学校の適正規模・適正配置に関すること。

第4条の表学校施設課の部中（8）の項を削り、（9）の項を（8）の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 54 号

令和 8 年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 8 年度久喜市一般会計予算（案）について意見を求められたので議決を求める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第 55 号

久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について

久喜市中学校地域クラブ活動指導者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第55号 「久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について」の別紙
資料につきましては、人事案件であるため非公開です。